

西伊豆町自殺対策計画

平成 31 年 3 月

西 伊 豆 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨…………… 1
2. 計画の位置づけ…………… 1
3. 計画の期間…………… 2

第2章 西伊豆町における自殺者の現状

1. 自殺の現状…………… 3
2. 町民意識調査…………… 6

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本認識…………… 11
2. 基本理念…………… 11
3. 計画の目標…………… 12
4. 取組の方針…………… 12

第4章 具体的な取組

1. 全体の構成…………… 13
2. 基本施策と主な取組…………… 14
3. 具体的な取組…………… 15
 - 1 地域におけるネットワークの強化…………… 15
 - 2 相談できる人材の育成…………… 19
 - 3 町民への啓発と周知…………… 21
 - 4 生きることの促進要因への支援…………… 23
 - 5 児童生徒のSOSの出し方教育…………… 26
 - 6 重点施策としての高齢者への対策…………… 30
 - 7 重点施策としての生活困窮者への対策…………… 33
- 評価指標・目標値…………… 37

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制…………… 38
2. 計画の評価・見直し…………… 38

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年以降年間約3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、国は平成18年に自殺対策基本法を施行し、それまで「個人の問題」とされていた自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになり、また、自殺総合対策大綱の策定と見直しが図られ、同大綱に基づき、国、地方自治体、関係機関等による様々な取組が行われてきました。その結果、平成10年から14年連続で約3万人であった全国の自殺者数は、平成24年から減少傾向に転じています。

しかしながら、自殺者数は全国で年間2万人を超えています。国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法を改正し、平成29年に新たな自殺総合対策大綱を閣議決定しました。

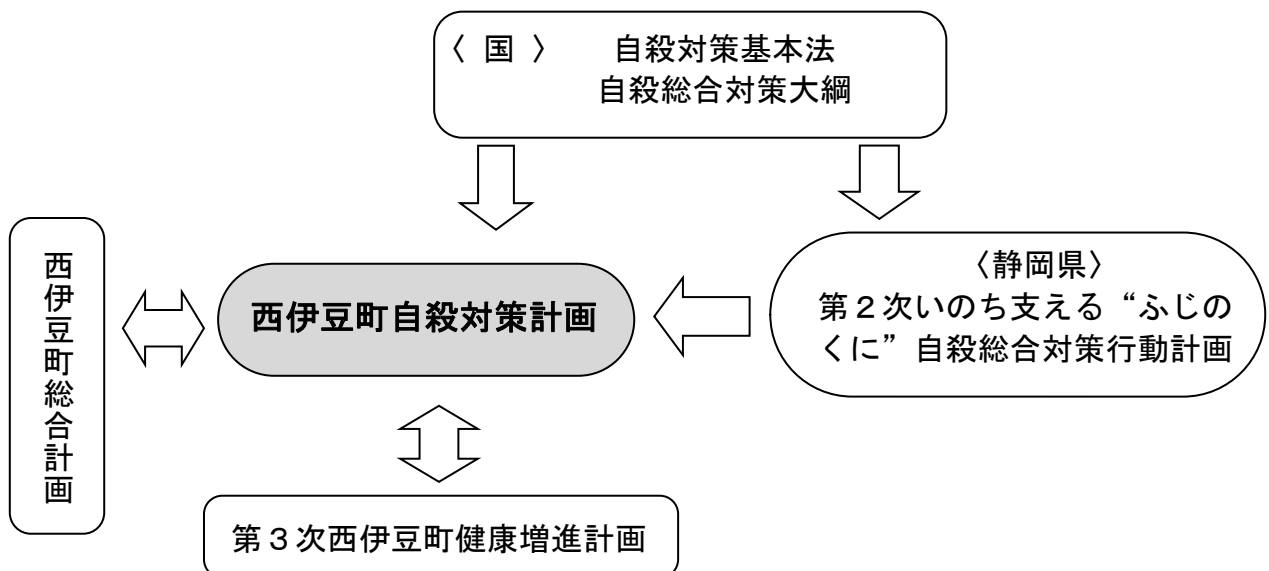
自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間較差を解消し、誰もが必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が計画を策定することとされました。

本計画は、こうした動向を踏まえ、本町の自殺予防対策を総合的に推進する計画として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」です。

また、平成31年度策定予定である「西伊豆町総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、「第3次西伊豆町健康増進計画」及び「第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」との整合を図りながら策定するものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、西伊豆町総合計画等との整合性や、国の動向、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
策定	計画期間 5年間 				

第2章 西伊豆町における自殺者の現状

1. 自殺の現状

自殺に関する統計データには、主に、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

厚生労働省の「人口動態統計」では、日本人を対象に集計していますが、警察庁の「自殺統計」は、日本における外国人も対象に集計しています。

本計画においては、「自殺統計」を基に内閣府・厚生労働省が再集計した「地域における自殺の基礎資料」の住居地集計及び自殺総合対策推進センターによる「西伊豆町地域自殺実態プロファイル（2017）（平成24年～平成28年の集計）（以下「地域自殺実態プロファイル」という。）」を使用しています。

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

■調査対象の差異

- ・厚生労働省の「人口動態統計」は、日本における日本人を対象としています。
- ・警察庁の「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む。）を対象としています。

■調査時点の差異

- ・厚生労働省の「人口動態統計」は、住所地を基に死亡時点で計上しています。
- ・警察庁の「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知時点）で計上しています。
- ・いずれの統計も、暦年（1月から12月まで）で集計をしています。

■事務手続上（訂正報告）の差異

- ・厚生労働省の「人口動態統計」は、自殺、他殺又は事故死のいずれか不明の場合は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺であった旨の訂正報告がない場合は自殺に計上していません。
- ・警察庁の「自殺統計」は、捜査等により、死亡の理由が自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上しています。

(1) 自殺者数と男女別割合

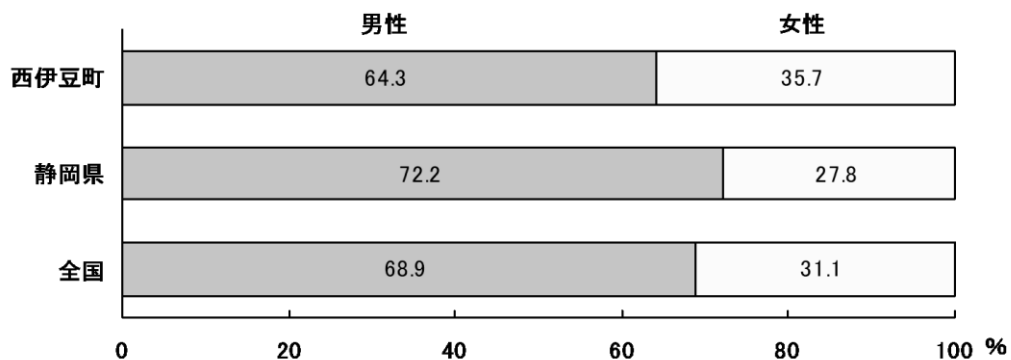
西伊豆町の自殺者数は、5年間の累計で14人、うち男性が9人、女性が5人となっています。

	総数	男性	女性
西伊豆町	14	9	5
静岡県	3,449	2,490	959
全国	118,895	81,928	36,967

資料: 地域における自殺の基礎資料

男女別割合は、県・全国と比較すると、男性の割合がやや少なく、女性の割合がやや多くなっています。

男女別割合 (平成25～29年の5年間の累計)

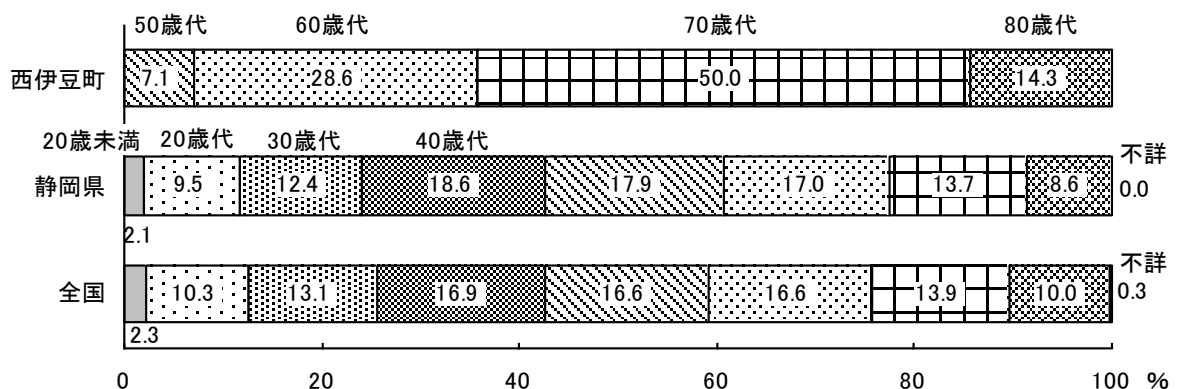


資料: 内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺者数の年代別割合

年代別割合は、70歳代が半数、次いで60歳代、80歳代、50歳代と、県・国と比べて60歳代以上の高齢者が多くなっています。

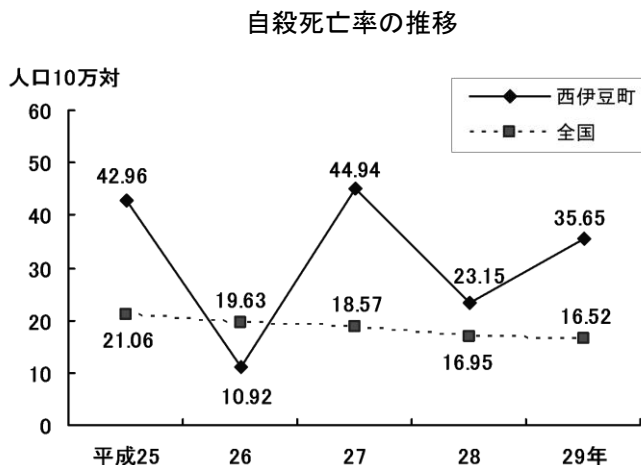
年代別割合 (平成25年～29年の5年間の累計)



資料: 内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 自殺死亡率の推移

人口10万対の自殺死亡率は、全国を上回る年次が多くなっています。



資料：内閣府・厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 地域自殺実態プロフィール

国から提供されている「地域自殺実態プロフィール」では、西伊豆町の特徴として高齢者や生活困窮者が多いとされ、背景にある主な自殺の危機経路を次のように分析しています。

地域の主な自殺の特徴と背景にある主な自殺の危機経路(平成24年～28年合計)

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性 60歳以上 無職同居	3人	25.0%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 男性 60歳以上 無職独居	2人	16.7%	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3位: 女性 60歳以上 有職同居	2人	16.7%	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
4位: 女性 60歳以上 無職同居	2人	16.7%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位: 男性 60歳以上 有職独居	1人	8.3%	配置転換/転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

- ※ 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順。
- ※1 区分：自殺の特徴的区分（男女別、年齢別、職業の有無、同居人の有無）
- ※2 割合：本町5年間（平成24年～28年）の自殺数の合計14人に対する割合。
- ※3 背景にある主な自殺の危機経路：自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンクを参考）

2. 町民意識調査

(1) 調査の概要

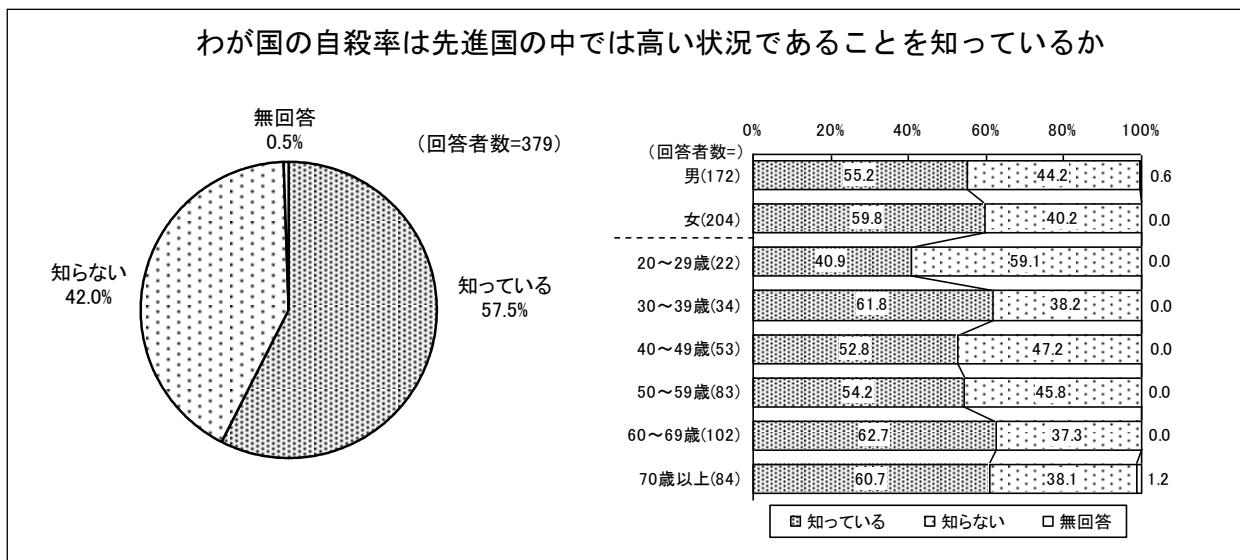
本町の自殺対策の基礎資料とするため、平成30年11月に町民意識調査を実施しました。この調査は、無作為に抽出した20歳以上の町民800人を対象に、郵送による回収を実施、379人から回答があり、回収率が47.4%でした。

なお、調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。

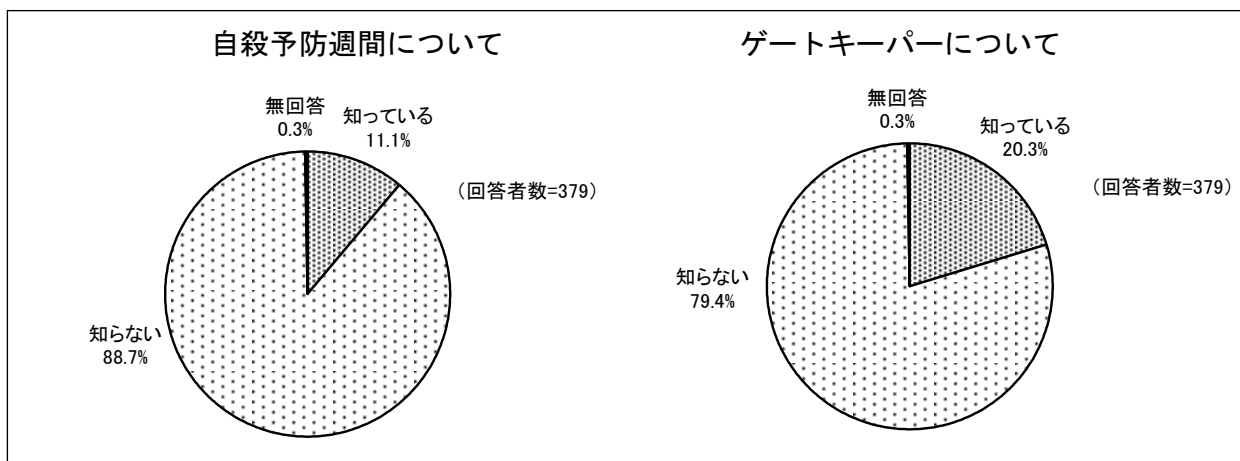
(2) 調査結果

■自殺に関する認識

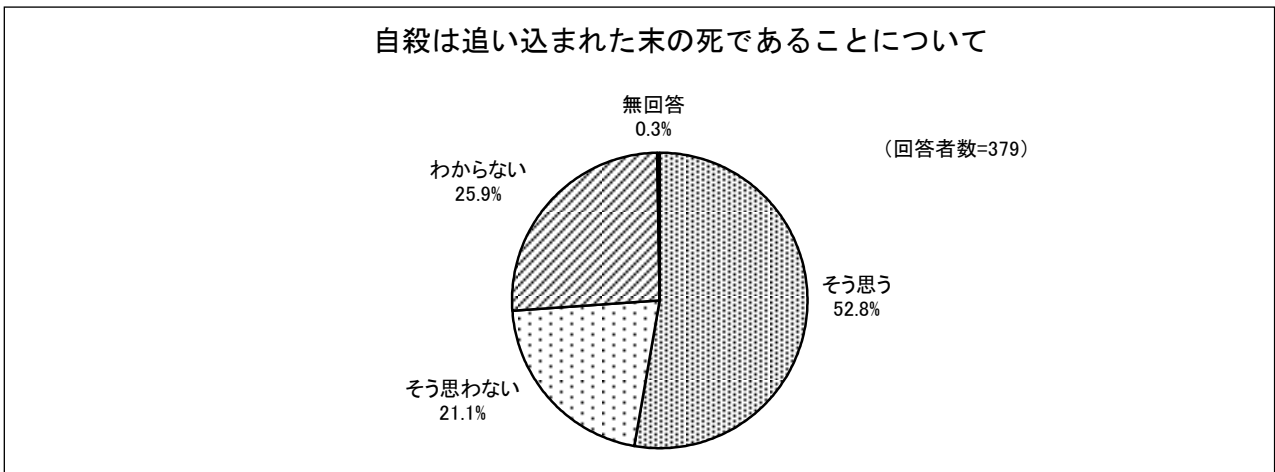
わが国の自殺死亡率が高い状況が続いていることを「知っている」は57.5%と、性別では女性が男性を上回り、年齢別では60歳代、30歳代、70歳以上で6割を超えます。



自殺予防週間を「知っている」は11.1%、自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人のことをゲートキーパーと呼んでいますが、「知っている」は20.3%にとどまっています。



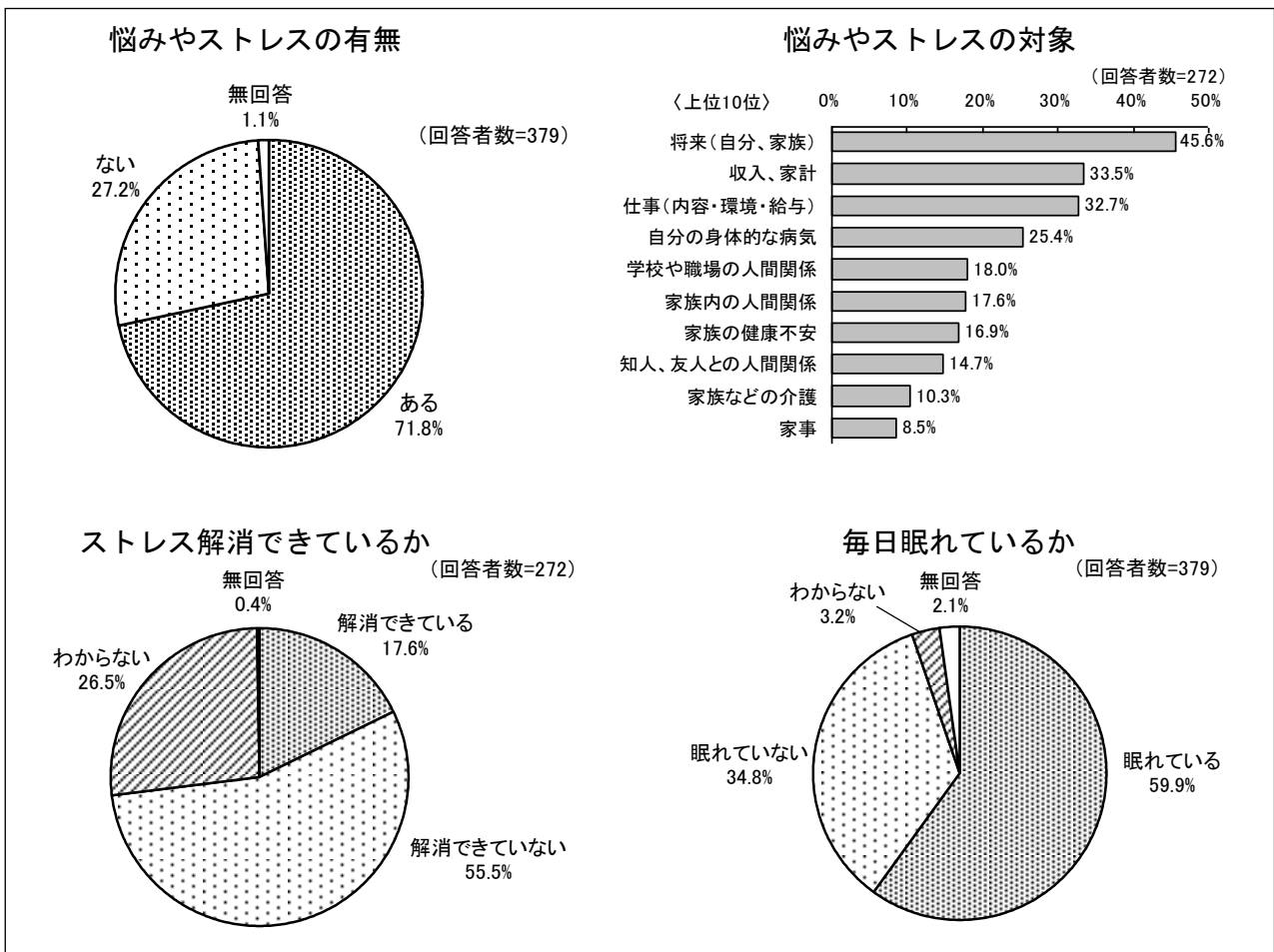
自殺は追い込まれた末の死であると思うかについては、「そう思う」が52.8%と半数を超えています。



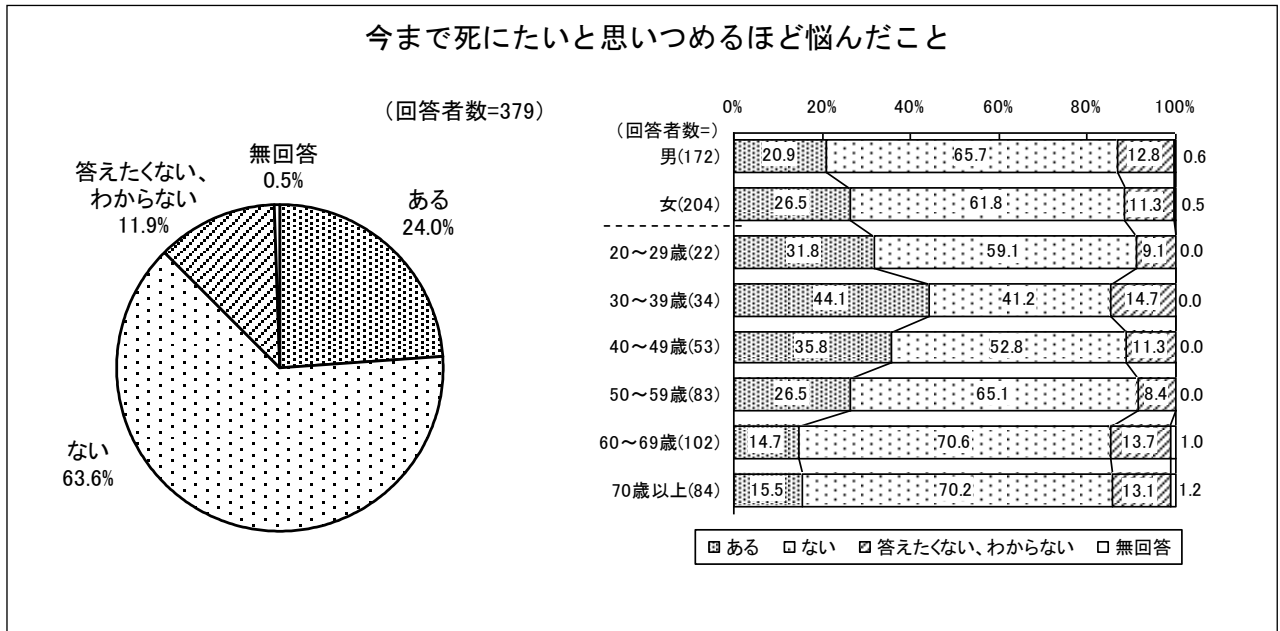
■悩みやストレスに関すること

日常生活で悩みやストレスが「ある」は71.8%、その内容は「将来（自分、家族）」「収入・家計」「仕事（内容・環境・給与）」「自分の身体的な病気」などがあげられています。また、ストレスが「解消できている」は17.6%、「解消できてない」は55.5%となっています。

毎日眠れているかについては、「眠れている」59.9%、「眠れていない」34.8%となっています。

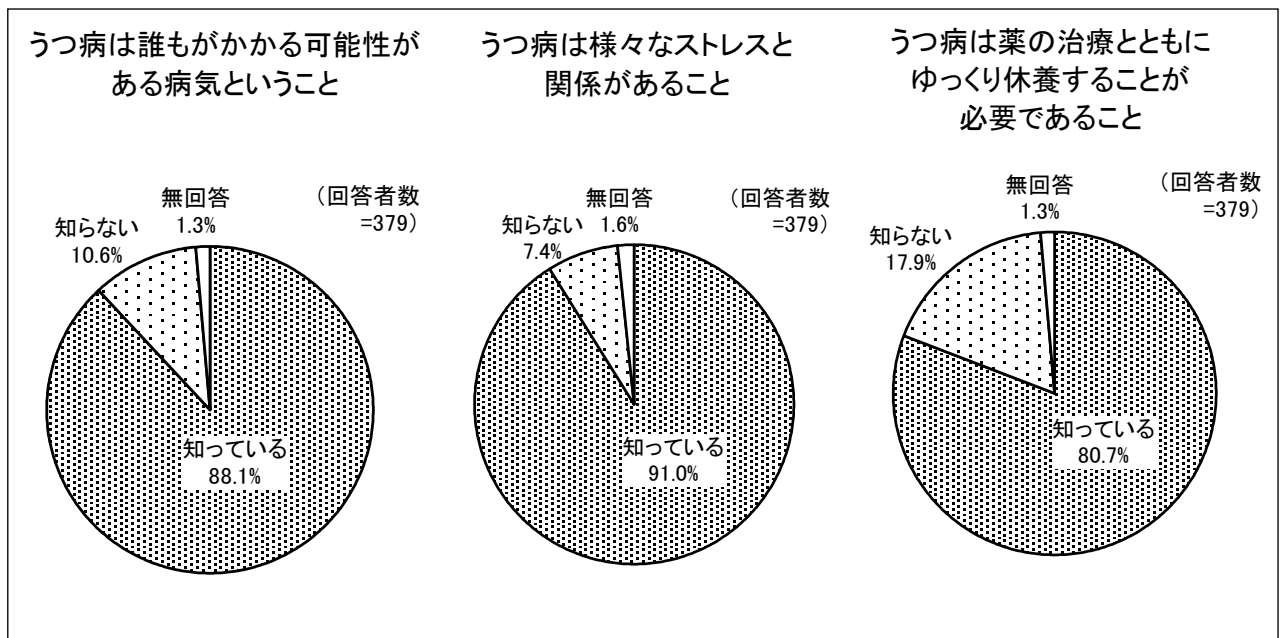


今までに死にたいと思いつめるほど悩んだことが「ある」は24.0%、「ない」は63.6%、「答えたくない・わからない」は11.9%となっています。性別では女性が男性をやや上回り、年齢別では30歳代が44.1%と多く、40歳代及び20歳代でも3割を超えます。

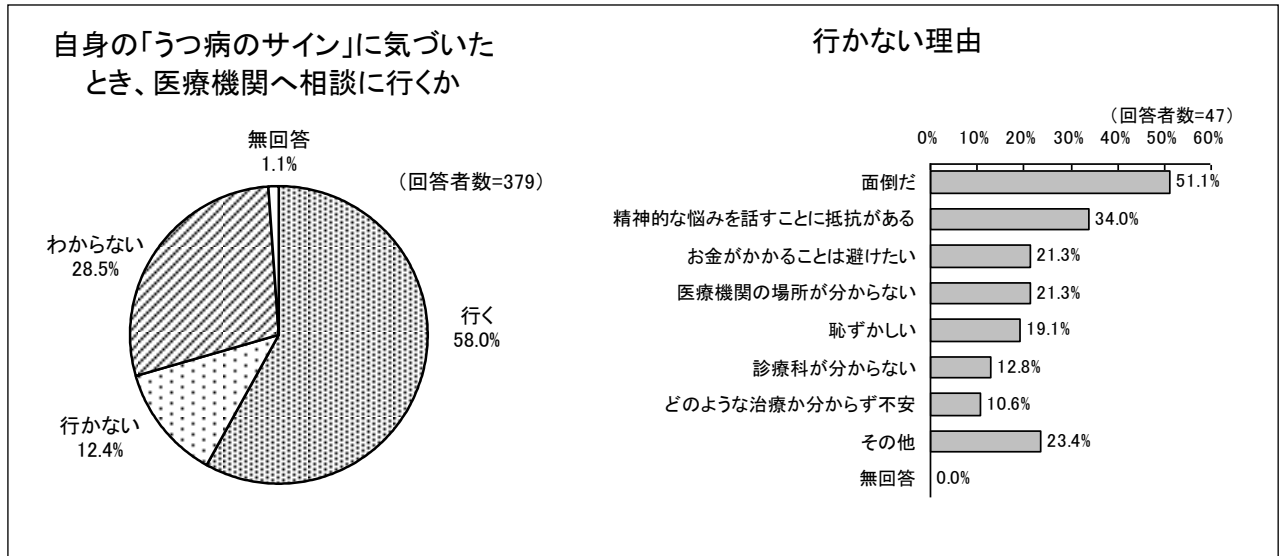


■うつ病に関する意識

うつ病は誰もがかかる可能性のある病気であることを「知っている」88.1%、「知らない」10.6%となっています。うつ病は様々なストレスと関係があることを「知っている」は91.0%、ゆっくり保養することが必要であることを「知っている」は80.7%となっています。

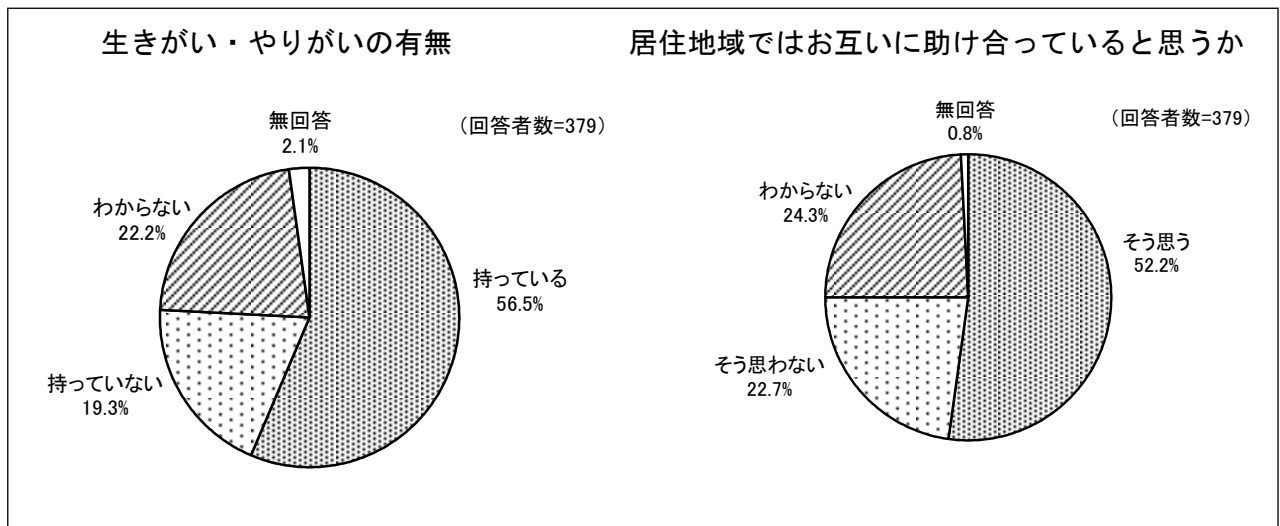


自らが「うつ病のサイン」に気づいた時に、医療機関へ相談に「行く」は 58.0%、「行かない」12.4%、「わからない」28.5%となっています。行かない主な理由としては、「面倒だ」「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」があげられています。



■生きがいと助け合い

生きがい・やりがいを「持っている」は 56.5%、「持っていない」は 19.3%、「わからない」は 22.2%となっています。また、地域でお互いに助け合っているかについては、「そう思う」52.2%、「そう思わない」22.7%、「わからない」24.3%となっています。



(3) 調査結果の概要と対応の方向

- ・自殺やうつ病に関する関心は比較的高いと考えられますが、自殺予防週間やゲートキーパー、自殺基本法といった具体事項になると知っている人は少なく、なかでも20歳代及び70歳以上に知らない人が多い結果でした。
- ・自殺を防ぐことができるかについても約半数が「そう思う」と回答していますが、20歳代及び70歳以上はやや少ないようです。

自殺に関する普及啓発が求められる

- ・日常生活の悩みやストレスがある人は約7割ですが、男女とも30歳代から50歳代といった壮中年層に多くなっています。
- ・こうしたストレスについて半数の人は解消できていないとし、30歳代から50歳代では7割の人が解消できないとしています。その内容は「仕事」「収入・家計」、さらには「将来」が主ですが、30歳代の女性は「家族内の人間関係」や「子育て」など多岐にわたります。

さまざまな悩みやストレスへの適切な対処法など心の健康づくりが求められる

- ・自殺を凶った人の多くは、直前にうつ病にかかっていることがよく知られています。うつ病とストレスの関係について9割の人が「知っている」と回答するなど、うつ病への理解は進んでいると考えられます。
- ・自分自身、うつ病のサインに気づいた時に医療機関に相談に「行く」と回答した人は58.0%にとどまっています。

うつ病の早期発見・早期治療につなぐ体制づくりが求められる

- ・自殺は防ぐことができる、追い込まれた末の死であると半数の人が考えています。今までに死にたいと思いつめるほど悩んだことがある人は4人に1人、30歳代及び40歳代では3人に1人以上となっています。
- ・悩みやストレスを誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを「感じる」は35.9%、「感じない」は44.1%ですが、30歳代及び40歳代では「感じる」との回答が4割を超えます。
- ・地域と緩やかにつながり社会参加を促すことは、自殺予防につながりますが、居住地域でお互いに助け合っているかについて、半数は「そう思う」としていますが、40歳代は41.5%、30歳代は44.1%など、20歳代から50歳代の「そう思う」は半数以下となっています。

自殺予防への社会的な取組が求められる

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本認識

(1) 自殺は誰にも起こりうる身近な問題である

多くの人は、自分は自殺と関係がないと考えがちですが、自殺は誰にも起こりうる身近な問題であることを認識する必要があります。

(2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺は個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

(3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である

心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会的な取組と、うつ病などの精神疾患への適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

不眠、原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動など、自殺の危険を示すサインに気づいて、自殺予防につなげていく必要があります。

2. 基本理念

自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺対策の基本理念を次のようにします。

『誰も自殺に追い込まれることのない西伊豆町』

3. 計画の目標

国や県の目標を踏まえつつ、本町では、計画期間内に達成すべき目標として、これまでの5年間（2013年～2017年）の自殺者数14人を減少させ、これから5年間（2018～2022年）の死亡者数を10人未満とすることを目指します。

[自殺総合対策大綱における国の目標]

自殺死亡率を平成27年比で30%以上減少

2014年 18.5 ⇒ 2026年 13.0以下

[第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画における県の目標]

2021年までに自殺者数を500人未満まで減少

2016年 602人 ⇒ 2021年 500人未満

4. 取組の方針

(1) 生きることの包括的な支援

自殺の背景・原因となる要因には様々なものがありますが、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの認識のもと、生きることの包括的な支援として自殺対策に取り組みます。

(2) 関係施策との連携による総合的な取組

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけではなく、経済・生活の問題、人間関係の問題など様々な問題に包括的に対応するため、関係施策と連携し、総合的に取り組みます。

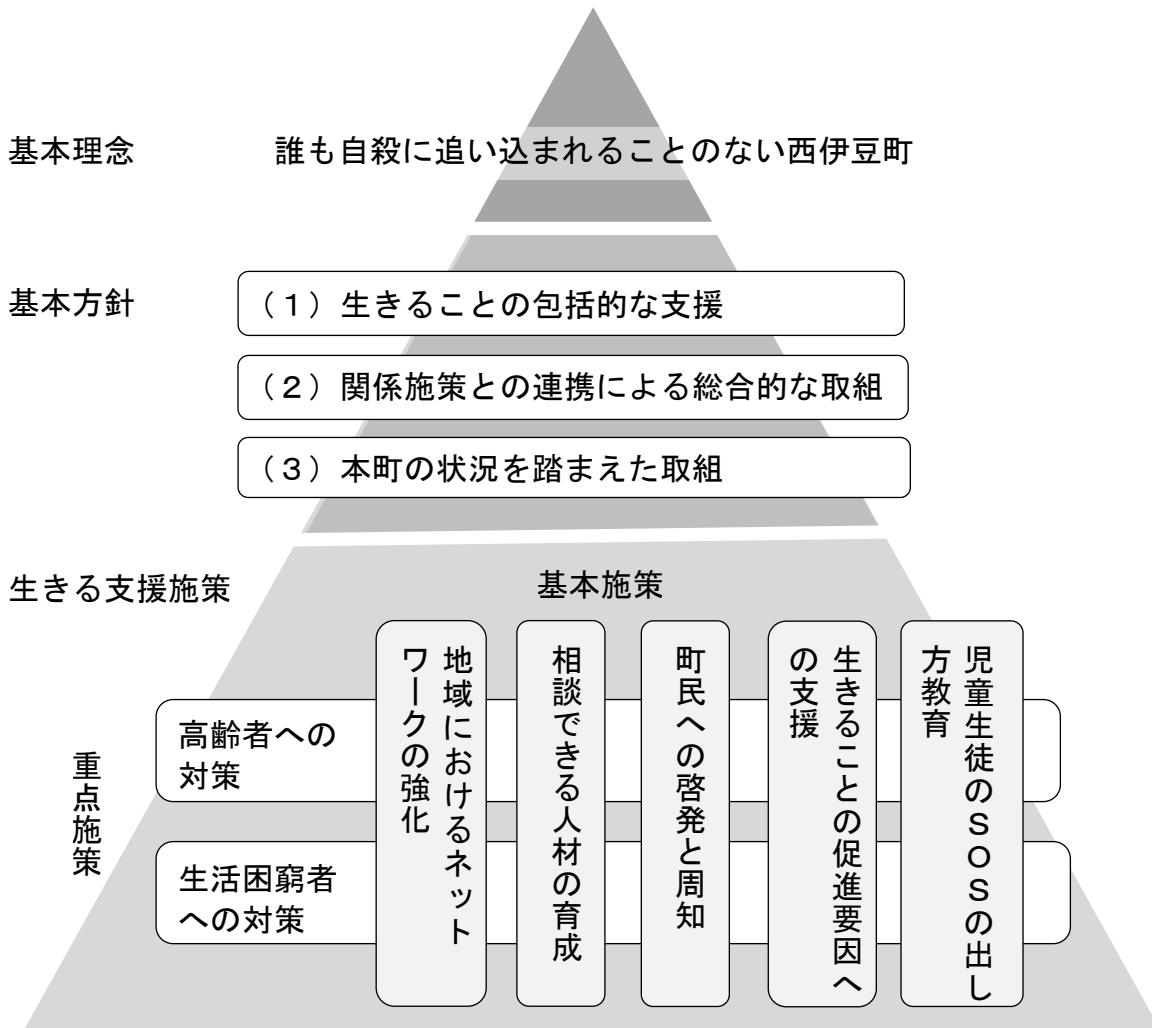
(3) 本町の状況を踏まえた取組

本町の自殺者の特徴として、高齢者や生活困窮者が多いなど、本町の自殺の状況や課題を踏まえた自殺対策に取り組みます。

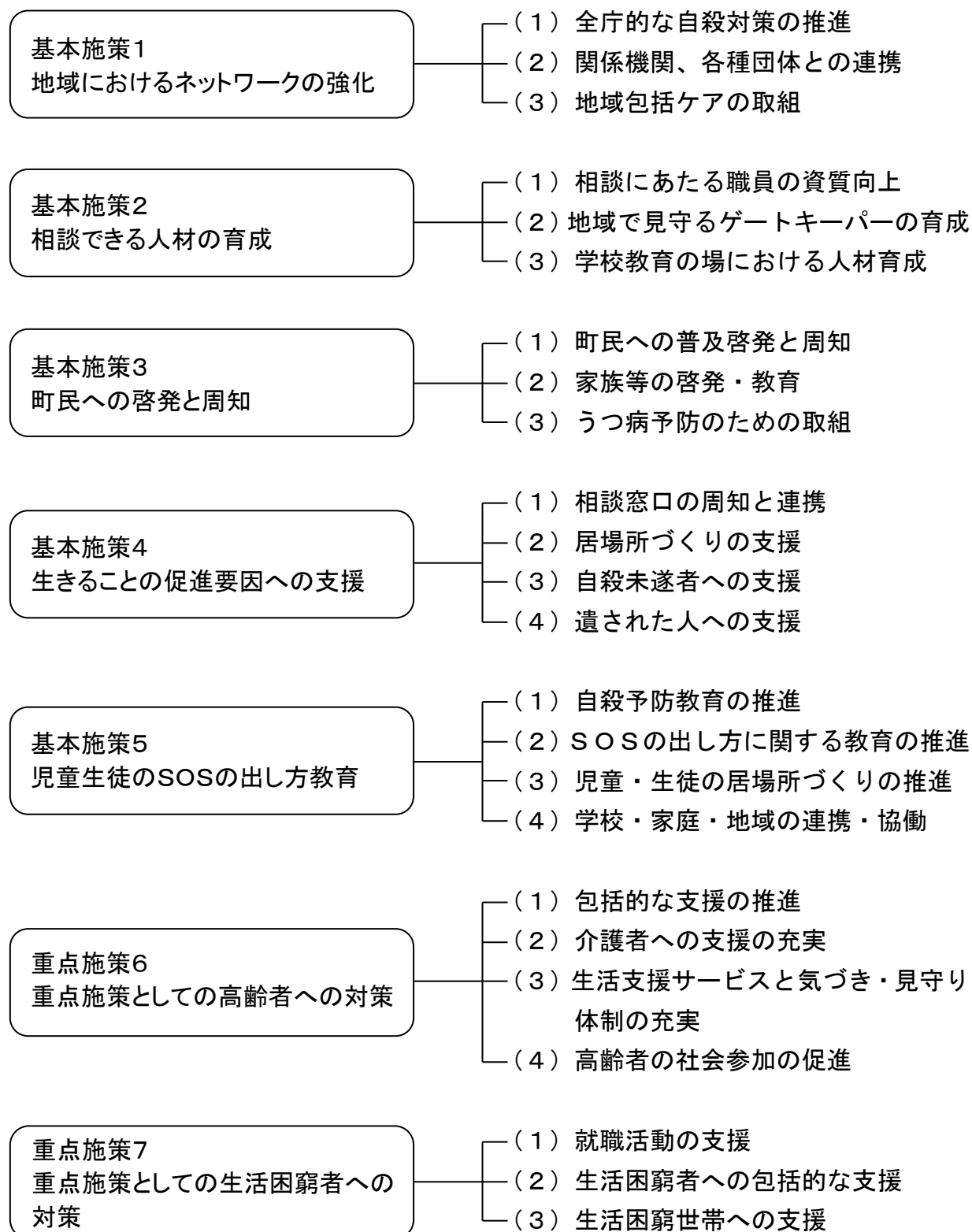
第4章 具体的な取組

1. 全体の構成

本町の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取組むべきとされている5つの「基本施策」と、本町における自殺の現状を踏まえてまとめた2つの「重点施策」で構成されています。



2. 基本施策と主な取組



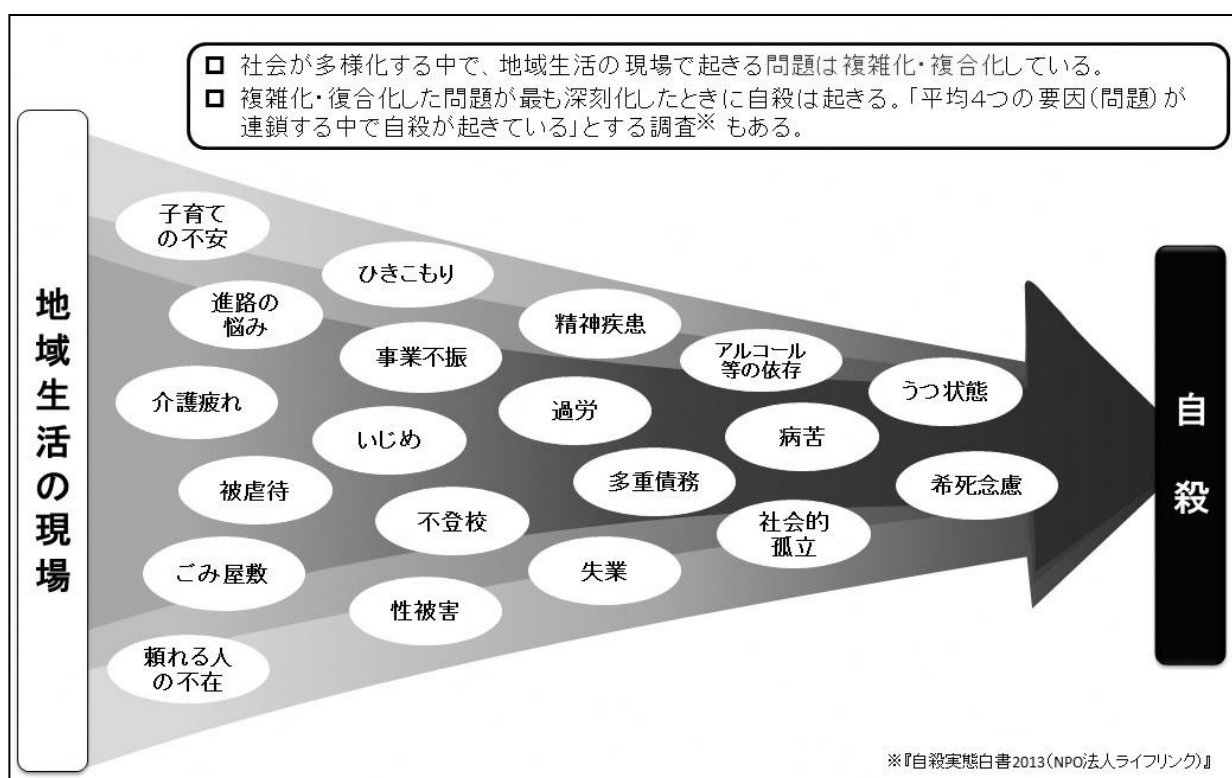
3. 具体的な取組

1 地域におけるネットワークの強化

取組の状況

○自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥るなど自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」といえます。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



○本町では、地域自殺実態プロフィールにおいて高齢者や生活困窮者の自殺が比較的多いことが報告されています。町の保健担当や高齢者支援の総合窓口である地域包括支援センターなどでは身近な相談窓口として相談事業を行っていますが、自殺の要因は多岐にわたります。

保健、医療、福祉、労働、教育等庁内の様々な部門による連携を図るとともに、医療・警察等の関係機関や団体、地域の参画の下に、自殺に追い込まれようとしている人を支援するためのネットワークづくりに努めていく必要があります。

○本計画策定にあたり、各課の既存事業と自殺対策との関連性を把握するため「自殺対策事業棚卸し」を実施しましたが、今後「生きることの包括的な支援」の実施に向けた各課の具体的な取組みを検討することが必要となっています。

取組の方向

行政はもちろん、関係機関、各種団体との連携・協力により、自殺に追い込まれる危険の高い人や自殺に追い込まれようとしている人を支援することができるよう、総合的な自殺対策と地域におけるネットワークづくりに取組みます。

今後の取組

(1) 全庁的な自殺対策の推進

「自殺対策事業棚卸し」の結果をもとに庁内で自殺対策について協議し、自殺対策の理念等を共有するとともに、「生きることの包括的な支援」の実施に向けた各課の具体的な取組みを検討し、自殺予防に向けた全庁的な自殺対策を推進します。

事業名	事業概要	担当課
庁内連絡会議の設置	関係課が集まる庁内連絡会議を設置し、自殺対策に関する連絡調整や協議を行います。	健康福祉課

(2) 関係機関、各種団体との連携

医療、教育、警察等の関係機関や各種団体と連携して、課題や情報の共有、協働事業などを行うことができるよう、連携体制について検討します。

事業名	事業概要	担当課
地域医療連携計画作成事業	「保健医療計画」の一部を構成するものとして、都道府県からの受託により「保健医療圏地域医療連携計画」作成を行う。	健康福祉課

(3) 地域包括ケアの取組

地域において安心して暮らすことができるよう、介護が必要な高齢者、介護の必要がなくても一人暮らしや健康に不安のある高齢者、障害者、ひきこもりなど、地域から孤立するリスクの高い人や世帯が必要な支援が受けられるよう、地域包括ケアを推進します。

事業名	事業概要	担当課
障害福祉計画策定・管理事業 ※1市5町が共同で策定	障害者計画及び障害福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。	健康福祉課
日中一時支援事業	障害者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う。	健康福祉課
訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助等の訓練給付	健康福祉課

事業名	事業概要	担当課
訪問入浴サービス事業	重度の心身障害者の保健衛生の向上及びその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。	健康福祉課
賀茂地区障害者自立支援協議会の開催 ※1市5町が共同で設置	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築	健康福祉課
障害者の介護給付に関する事務	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・相談支援	健康福祉課
障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	健康福祉課
手話奉仕員養成事業	聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	健康福祉課
手話通訳者等派遣事業	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	健康福祉課
母子保健(母子健康手帳交付等)	・母子健康手帳交付　・産婦健康診査 ・妊婦健康診査	健康福祉課
母子保健 (こんにちは赤ちゃん訪問)	・地域子育て見守り事業(乳児のいる家庭を訪問し相談・情報提供を実施) ・新生児訪問指導	健康福祉課
母子保健 (発達精密検査)	発達相談(心理)	健康福祉課
母子保健 (妊婦全数面接 母子手帳交付時)	妊婦全数面接(妊娠届時に保健師等の面接(相談やサービス紹介等)を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実への端緒とする。)	健康福祉課
母子保健(産後ケア事業)	産後ケア事業	健康福祉課
1歳6箇月児、3歳児歯科健康診査	幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う。	健康福祉課

事業名	事業概要	担当課
地域福祉推進事業	<p>地域福祉計画において目指している、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、</p> <p>①地域福祉ネットワーク推進による地域福祉の推進体制</p> <p>②地区の特性を踏まえた住民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる仕組みを整える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ネットワークの推進 2. 地域福祉計画推進委員会運営 3. 地域福祉計画地区福祉推進会議運営 4. 小地域ネットワーク支えあい補助金 5. 地域福祉計画策定（印刷・製本） 	健康福祉課

みんなの行動目標

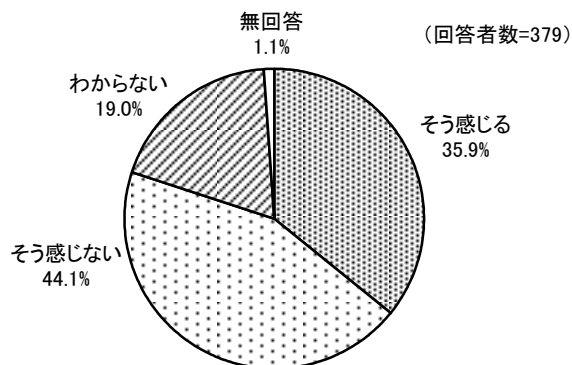
- 地域での交流機会を増やしましょう。
- 周りの人が孤立していないか地域で見守りましょう。

2 相談できる人材の育成

取組の状況

- アンケート調査では、悩みやストレスを相談したり助けを求めることについて、ためらいを「感じない」との回答は44.1%ですが、「感じる」との回答も35.9%あります。相談したり、助けを求めることにためらいを感じることはないよう、町民の意識啓発に努める必要があります。

相談や助けを求めることへのためらいの有無



- 相談する相手は、同じくアンケート調査では「家族」や「友人」、「親戚」といった身内がほとんどとなっています。悩みの内容によっては「家族」だけでは解決できない場合もあることから、心の悩みを抱える人が気軽に相談できる窓口が必要となります。
- 自殺の危険性を察知し、適切な相談機関につなげることも重要です。現状は、自殺の実情や対応等について知識や理解のある人は少なく、庁内や関係機関の職員はもとより町民一人ひとりが必要な情報や知識を習得していく必要があります。
- 地域で支援を必要とする人が増加する中で、地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員は、声をかけ、話を聴き、必要に応じて庁内関係課や関係機関へのつなぎ役として重要な役割を担っています。
- 自殺対策においても、周りの人の異変に気付き、ゲートキーパーとして適切に行動できるよう、必要な基礎的知識の普及を図る必要があります。

取組の方向

相談機能の向上を図るため、職員の資質向上に努めるとともに、自殺の危険を示すサインにいち早く気付き、必要に応じて庁内関係課や関係機関につなぐことのできる人材の育成を図ります。

今後の取組

(1) 相談にあたる職員の資質向上

庁内や関係機関の職員に必要な情報や知識の普及を図るとともに、相談にあたる職員の対応力を向上させるための研修機会の確保を図り、ゲートキーパー育成に努めます。

事業名	事業概要	担当課
町職員等研修の実施	自殺対策に関する町職員やスタッフの研修を実施します。	健康福祉課

(2) 地域で見守るゲートキーパーの育成

民生委員・児童委員をはじめ、地域の人たちに、ゲートキーパーという言葉の周知を図り、周りの人の異変に気づき、適切に行動することができるよう、基礎的知識の普及を図ります。

事業名	事業概要	担当課
民生委員・児童委員への研修の実施	地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員を対象に、心の健康づくりや自殺予防についての研修を実施します。	健康福祉課
地域支援者への研修の実施	各地区区長、ボランティア等、ゲートキーパーとしての役割が期待される人に対し、研修を実施します。	健康福祉課

(3) 学校教育の場における人材育成

学校では、教職員の研修会において自殺対策に取り組むとともに、いじめ予防対策や悩みを打ち明けられるよう、学校教育活動全般で取り組むことを目指した教職員研修を実施します。

みんなの行動目標

- ・町民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を担いましょう。

3 町民への啓発と周知

取組の状況

- 自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る」危機であり、そうした場合には、誰かに援助を求めることが適切であるということが共通認識となるよう、町民への啓発活動に努めていく必要があります。
- 自殺対策の気運を醸成するため、国や県、関係機関と連携して、自殺予防週間（9月10日から16日）や自殺対策強化月間（3月）にリーフレットの作成や講演会の開催などを通し、町民の自殺の問題に対する関心と理解に努めています。
- 自殺対策とは「生きるための支援」であることを広く理解してもらうとともに、自殺を考えている人は、悩みを抱えながらもサインを発していることに家族や周囲の人たちが気付くことができるよう、啓発・教育に努めていく必要があります。
- 自殺に至る危機経路では、うつ病を発症し、自殺に至ることが多いことが知られています。アンケート調査では、うつ病は誰もがかかる可能性のある病気であると9割近い人が「知っている」としています。
うつ病をはじめとした精神疾患は、できるだけ早くその症状に気づくことが回復も早く軽症で済む可能性が高いことから、正しい知識の普及啓発や早期相談・早期受診を促進していく必要があります。

取組の方向

自殺対策に関する気運を醸成するため、国や県、関係機関と連携した啓発事業を推進するとともに、家族や周囲の人たちの気付きや精神疾患への正しい知識の普及に努めます。

今後の取組

(1) 町民への普及啓発と周知

自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、リーフレットや町のホームページ、広報紙などを活用し、自殺に関する正しい知識の普及啓発、理解の促進を図るとともに、身近な地域で相談できる窓口や関係機関に関する周知を図ります。

事業名	事業概要	担当課
心の健康に関する出前講座の実施	心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図る。	健康福祉課
健康教育に関する普及啓発事業	健康教育講座(精神保健・母子保健)等の実施	健康福祉課

(2) 家族等の啓発・教育

自殺を考えている人は、悩みを抱えながらも「サインを発している」ということについて、家族や周囲の人たちが気づくことができるよう啓発・教育を図ります。

(3) うつ病予防のための取組

自殺を図った人の多くは、うつ病の精神疾患にかかっていることから、うつ病に対する正しい知識の普及を図り、また、うつ病の家族や当事者を対象に、医療機関と連携し、再発予防に努めます。

みんなの行動目標

- 自殺予防に関する正しい知識を習得しましょう。
- うつ病をはじめとした精神疾患への理解を高めましょう。

4 生きることの促進要因への支援

取組の状況

- 町では、県の精神保健福祉センターによる「こころの電話」や「若者こころの悩み相談窓口」など各相談窓口についてホームページなどで周知を図っていますが、相談窓口情報の分かりやすい発信や相談者が利用しやすいインターネットを活用した検索の仕組みなど、様々な手法による相談体制の整備が課題となっています。また、職員が様々な業務の中で自殺の危険性を察知して、適切な相談機関につなげることも必要となります。
- アンケート調査では、町民の2割が「今までに死にたいと思いつめるほど悩んだことがある」と回答しています。誰もが生きる喜びやつながりを感じることができる自己肯定感を高めるため、生きがいつくりにつながる支援に努めていく必要があります。
- 地域におけるつながりや支え合いの機能が低下する中、適切な支援を受けられないまま孤立した生活を送らざるを得ない世帯が増加しています。孤立するリスクを抱える恐れのある世帯が孤立する前に地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくりを推進します。
- 自殺未遂者は、その後の自殺の危険性が高いとされます。自殺未遂者の把握はむずかしい面がありますが、健康問題や失業、多重債務等の社会的な要因が継続していることが多いため、相談窓口や医療機関と連携して必要に応じて適切な支援機関につないでいく必要があります。
- 自殺対策においては、自殺が起きた後の事後対応も重要であり、遺された人へのケアを行うとともに、適切な情報提供、遺族のための集いや自助グループ活動支援に努めていく必要があります。

取組の方向

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。自殺対策と関連の深い様々な分野における取組みを幅広く推進します。

今後の取組

(1) 相談窓口の周知と連携

相談窓口に関する情報をわかりやすく提供します。自殺の多くは様々な要因が複雑に絡み合って引き起こされることから、相談者のライフステージに応じた相談しやすい窓口整備を図るとともに、適切な専門・関係機関へつなぐことができるよう、相談窓口同士の連携を進めます。

事業名	事業概要	担当課
民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	健康福祉課
保健福祉総合相談・案内窓口事業	住民の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談サービスの提供や案内等を行う。	健康福祉課
介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談。	健康福祉課
認知症介護の電話相談	認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて対応するとともに、認知症に関する情報提供を行う。	健康福祉課
障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	行政より委託した障害者相談員による相談業務	健康福祉課
乳幼児相談	取り分け食の調理実習を含めた、離乳食に関する相談会を開催する。→離乳食を含めた育児等に関する相談事業	健康福祉課
商工相談(専門家の派遣)	中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスを行い事業者の経営力の向上を図る。	まちづくり課
住民への相談事業	住民への相談事業(来庁・電話)・法律・税務相談	窓口税務課
徴収の緩和制度としての納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	窓口税務課
無料法律相談委託	生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、無料法律相談所を開設する。また、開設日以外はその他の各種無料相談所等を案内する。	窓口税務課
公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。自殺対策としての事業ではないが、事業としては実施している	環境課

(2) 居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人、配偶者と離別・死別した人など、孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした居場所づくり、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりなど、孤立を防ぐための居場所づくりを推進します。

事業名	事業概要	担当課
生活安定対策事業 (若年者の就労相談)	若年者の就労相談・内職の求人求職相談・就職面接会・就労支援セミナー等の実施	まちづくり課
しごと情報ポータルサイト 構築事業	国や都道府県、関係機関を含めた地域の仕事に関する情報をワンストップで提供するポータルサイトを構築し、雇用機会の拡大につなげる。	まちづくり課
中小企業資金融資	(1) 低利の融資あっせん (2) 中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成 (3) 信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 (4) 特定中小企業者の認定事業者に対する倒産防止の為の特別助成の補給 (5) 経営支援融資（災害緊急）を利用した事業者に対する助成金の補給	まちづくり課
本庁庁内案内	(1) 電話での問い合わせについて、担当課に転送する。 (2) 来庁者の問い合わせについて、担当課を案内する。	総務課 窓口税務課

(3) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者を支援していくため、職員等が自殺未遂者についての基本的な知識や対応方法についての知識を深めるとともに、医療機関との連携強化により、自殺未遂者への包括的支援を図ります。

(4) 遺された人への支援

相談や分かち合いにより、遺族等が死別による悲嘆に向き合い回復することができるよう、関係機関や民間団体との連携を図ります。

みんなの行動目標

- ・積極的に人とふれあい、生きがいをもって生活しましょう。

5 児童生徒のSOSの出し方教育

取組の状況

- 小中学校では「いのちの授業」や不安や悩み、ストレスの対応を学習する保健体育等の授業を通して自殺予防教育に取り組んでいます。
- 「いのちの授業」では、「悩みを抱えたときに助けを求める」SOSの出し方に関する教育に取り組むとともに、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考え方や行動を理解しようとする姿勢など、SOSの受け止め方についての教育も推進しています。
- SOSの出し方に関する教育を実施する際には、保健師や民生委員など行政、学校、地域が連携・協力した取組としていく必要があります。

取組の方向

児童・生徒の自殺を未然に防ぐため、いじめの未然防止のための取組と関連づけながら、SOSの出し方に関する教育を推進します。

今後の取組

(1) 自殺予防教育の推進

学習指導要領に基づき、いのちの大切さや人間の尊厳などについて教え、発達年齢に応じた自殺予防に資する授業を行います。

(2) SOSの出し方に関する教育の推進

児童・生徒への相談窓口の周知を図るとともに、「いのちの授業」を推進し、困難やストレスに直面した時のSOSの出し方に関する教育に取り組めます。

(3) 児童・生徒の居場所づくりの推進

居場所づくりや話しやすい環境づくりを通して、周囲の大人が児童・生徒のSOSに気付き、適切な対応が図れるよう地域における活動を促進します。

事業名	事業概要	担当課
学童保育事業 (放課後児童健全育成事業)	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	教育委員会 事務局

(4) 学校・家庭・地域の連携と協働

全国的に推進されている「いのちの授業」から実践事例等を収集し、学校・家庭・地域が連携・協働を意識した実践と普及に取り組めます。

事業名	事業概要	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	教育委員会事務局
就学援助と特別支援教育 就学奨励補助に関する事務	(1) 経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 (2) 特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	教育委員会事務局
奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	教育委員会事務局
不登校児童生徒支援事業	(1) 不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室を設置 (2) 不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 (3) 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施	教育委員会事務局
教育に関する調査研究・ 会議や連絡会の開催等	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図る。	教育委員会事務局

事業名	事業概要	担当課
保育の実施(公立保育園・ 私立保育園など)	(1) 公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 (2) 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	教育委員会事務局
保育料等納入促進事業	(1) 保育所等による保育料納入勧奨指導 保育所長等により、催告状や口座振替不能の際の納入通知書を保護者へ手渡すとともに、滞納者への保育料の納入を呼びかける。(委託) (2) 納入しやすい環境整備 保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入しやすい環境を整える。 (3) 滞納整理の強化 保育料等収納嘱託員による滞納者の実態調査や夜間訪問を実施し、収納業務を強化する。	教育委員会事務局

保育ママ事業	就労・疾病等で乳児の養育ができない保護者に代わり、児童の健全育成を図る。	教育委員会事務局
園小中連携事業	こども園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的とする。	教育委員会事務局
就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	教育委員会事務局
住民向けカルチャースクール事業	協働の学びと実践の場として、地域において人の役に立つ活動をしてみたいと思っている住民が、一歩を踏み出していく時に必要な学習について支援する。	教育委員会事務局
図書館の管理	(1)住民の生涯学習の場として読書環境の充実 (2)お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供	教育委員会事務局
青少年教育事務	青少年に関する事務	教育委員会事務局
青少年対策事務	青少年問題協議会の開催 青少年問題協議会主催事業として、夏・冬の青少年街頭指導及び青少年の意見体験発表大会を実施	教育委員会事務局
子ども会育成事業	子ども会組織の活性化、活動の充実を図るため、運営補助を行う (1)子ども会主催事業の実施	教育委員会事務局
各種補助金(女性・青少年教育費)	(1)子ども会育成連絡協議会補助金、子ども会活動の活性化を図る。 (2)女性会補助金、女性会活動の活性化を図る。 (3)青年団補助金、青少年団体活動の推進を図る。 (4)家庭教育学級補助金、こども園、学校を拠点として、親同士が学習したいことを自ら企画し活動を行う。	教育委員会事務局
女性活動推進事業	女性の生活、教養、文化の向上を図るため、女性団体の活動を支援する。	教育委員会事務局
子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画の推進を図る。	教育委員会事務局
児童扶養手当支給事務	受付業務のみ行い、児童扶養手当の支給は県が行う。	健康福祉課

ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費の助成。	健康福祉課
----------------	----------------	-------

みんなの行動目標

- ・つらいことがあったら一人で抱え込まず、周りの人にSOSを発信しましょう。

6 重点施策としての高齢者への対策

取組の状況

- 高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちであり、全国的にも自殺のリスクが高い年齢層です。
- 地域自殺実態プロファイルでは、本町においても男性、女性いずれも60歳以上が自殺者数の上位となっており、自殺リスクの高いことが指摘されています。背景にある主な自殺の危機経路は、失業（退職）により、生活苦に陥るとともに、介護疲れや身体疾患も重なり自殺に至る経路が多いことがうかがえます。また、慢性疾患による将来への不安、身体機能の低下に伴う活動意欲の低下や、社会や家庭での役割も少なくなり、配偶者や友人の死などで人間関係が希薄になり、うつ病になることも多いことがうかがえます。
- 自殺は、生活苦や身体疾患に関する悩みとともに、社会的な孤独感や生きづらさが加わる結果と考えられ、心の悩みを含め、孤立させないよう地域での社会参加を図るなど、生きがいつくりの仕組みが必要です。
- 一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、日常生活上の支援や見守り体制の充実が求められます。また、介護者の負担を少しでも軽減できるよう、関係機関の協力を得て、地域による支援に努めていく必要があります。

取組の方向

高齢者の自殺は健康問題のほか、生活や介護などの様々な分野に関連していることから、包括的な対応を図るとともに、身近なコミュニティの場での気づき・見守りや生きがい発揮の場の提供などにより社会参加を促進します。

今後の取組

(1) 包括的な支援の推進

高齢者の抱える問題に包括的に対応するため、地域包括支援センターを中心に、高齢者の支援に関わる関係機関の連携とともに、悩みを抱える高齢者が集い、話や相談ができるサロン等の居場所づくりに努めます。

事業名	事業概要	担当課
高齢者への総合相談事業	・高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談を初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。	健康福祉課
男性健康運動教室	地域に居住する 65 歳以下の男性を対象に、運動講座（トレーニングマシンでの有酸素運動、筋トレ等）を行う。これらの講座への参加を通じて、男性の積極的な参加を促すとともに、自分にあった運動を見つけ継続する事と、食生活改善への意識付けを図る。	健康福祉課
養護老人ホームへの入所	65 歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き。	健康福祉課
介護者のつどい	介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する。（年 3 回） （地域包括支援センターで行う。）	健康福祉課

(2) 介護者への支援の充実

認知症など介護を必要とする人や、その家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関の協力を得て、地域による支援体制に努めます。

事業名	事業概要	担当課
家族介護講習会等開催事業	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。 （地域包括支援センターで介護者のつどいと合わせて行う。）	健康福祉課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。（地域包括支援センターで行う。）	健康福祉課

(3) 生活支援サービスと気づき・見守り体制の充実

地域における生活支援サービスの充実を図るとともに、民生委員・児童委員をはじめ、地域での身近な支援者がゲートキーパーとして自殺リスクの高い高齢者に気づき、庁内関係課や関係機関につなぐことで早期発見・早期対応を図ります。

事業名	事業概要	担当課
高齢者虐待防止事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関において、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	健康福祉課
認知症等キャラバンメイト養成講座・活動	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症等見守りメイト養成講座を開催し、講座を修了した認知症等見守りメイト（ボランティア）が、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う。（地域包括支援センターで行う。）	健康福祉課

(4) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会貢献や生きがいを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、仲間づくり活動を支援します。

事業名	事業概要	担当課
福祉大会開催事業 (社会福祉協議会)	高齢者の社会参加や健康・生きがいを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できるスポーツ・文化のイベントを実施する。	健康福祉課
高齢者等交通費助成	地域に居住する高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、高齢者の外出の機会を容易にし生活圏の拡大と社会参加を図るため地域内を走行しているバス回数券1冊 1300円を1冊 500円の自己負担で購入できる交通費助成の実施。	健康福祉課
入浴事業	地域に居住する高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、高齢者の生きがいを促進と健康増進を図るため、ふくしの湯の高齢者の料金を無料にする。	健康福祉課

みんなの行動目標

- ・地域での交流機会を増やしましょう。
- ・高齢者が孤立しないよう、地域で積極的に声かけし、見守る体制をつくりましょう。

7 重点施策としての生活困窮者への対策

取組の状況

- 地域自殺実態プロファイルでは、本町は生活困窮者についても自殺リスクが高いとされています。背景にある主な自殺の危機経路は、失業や退職により、経済的に困窮し自殺に追いつめられることがうかがえます。
- 生活保護受給者の自殺死亡率は全国的にも高いものがありますが、自殺を防ぐためには経済的な支援だけではなく、就労や疾患の治療など様々な取組を包括的な生きる支援として行っていく必要があります。
- 町では、失業者や無職者に対しては就職活動を支援する一方、包括的支援及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を行っていますが、相談者が抱えている複合的な課題に対する包括的な支援に向け、福祉、雇用、子育て、教育など庁内外の関係機関との連携を図る必要があります。

取組の方向

生活困窮に陥った人へ、就職活動を支援する一方、その人に応じた生きることの包括的な支援を行い、自立の促進を図ります。

今後の取組

(1) 就職活動の支援

生活困窮者をはじめ、働きたい町民に対して、就職活動を支援します。

事業名	事業概要	担当課
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	健康福祉課

(2) 生活困窮者への包括的な支援

生活困窮者自立支援制度ならびに生活保護制度に基づき相談、在宅確保支援、就労支援など生きることの包括的な支援につなげます。

事業名	事業概要	担当課
生活保護施行に関する事務	就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査	健康福祉課
生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	健康福祉課
路上生活者に対する事務	緊急一時保護事業・自立支援事業	健康福祉課
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	自立相談支援事業	健康福祉課
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	住居確保給付金	健康福祉課
生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業)	一時生活支援事業	健康福祉課

(3) 生活困窮世帯への支援

生活困窮世帯の子どもを対象に、関係団体と連携を図りながら、食や学習の支援など、貧困連鎖を防ぎます。

事業名	事業概要	担当課
生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	子どもの学習支援事業等	健康福祉課

みんなの行動目標

- ・生活に困っている人を見つけたら、相談機関への相談を勧めましょう。
- ・子ども達がお腹をすかせることがないよう、地域で見守りましょう。

健康・医療関連その他事業

事業名	事業概要	担当課
健康増進計画推進事業	1. 計画の推進 (1) 健康づくり推進会議の運営	健康福祉課
働く世代の健康づくり事業	働く世代の健康づくり事業の実施	健康福祉課
重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。(作成した対象者リストに基づき、保健師が訪問指導)	健康福祉課
若年者健康診査	40歳未満の被保険者で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診を実施する。(国保加入者)	健康福祉課

事業名	事業概要	担当課
黄金崎、瀬浜、堂ヶ島公園管理業務	・公園施設の維持補修に関する事務 ・公園等の整備に関する事務	まちづくり課
地域まつり開催事業	男女共同参画社会の実現に向けて、住民と共に考え行動する参画型イベントを開催することによって、広く男女共同参画の意識を醸成するとともに、イベントを通じて住民の情報発信や交流を支援する。	まちづくり課

消費者関連その他事業

事業名	事業概要	担当課
消費生活関連イベントの開催	消費者問題が複雑・多様化していることから、消費者情報の発信や消費者啓発を積極的に行うための体験型イベントを開催する。	まちづくり課
地域消費者サポーター育成事業	悪質商法やうそ電話詐欺などのトラブルを防ぐ情報を、自分の身近な人に伝えることを主な活動とする「地域消費者サポーター」を育成する。	まちづくり課
消費生活対策事務	・消費者相談・情報提供 ・消費者教育・啓発 ・消費者団体活動支援	まちづくり課

産業関連その他事業

事業名	事業概要	担当課
地域産業の育成・発展 (経営者支援セミナー等)	商工会議所と連携した経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等を行う。	まちづくり課

行政関連その他事業

事業名	事業概要	担当課
職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持／健康相談／健診後の事後指導（職員相談室、職員共済組合、労災病院勤労者予防医療センター）	総務課
企画調整に関する事務 （西伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定）	人口減少と地域経済縮小の克服するための総合戦略の策定	まちづくり課
行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 ・自治体のホームページ／フェイスブック／ツイッターによる情報発信 ・新聞各社／テレビ／ラジオでの情報伝達 ・広報誌等の編集・発行 	まちづくり課
情報交換会	町のイベントや行政施策の発表を行うことにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待される。	まちづくり課
ワンストップ窓口	ワンストップ窓口の運営及び印鑑登録証明書等の交付並びに手数料の収納業務を効率的かつ円滑に行うため、ワンストップ窓口を設置する。	窓口税務課
国民年金受付け	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	窓口税務課
同和・人権啓発事務 （人権啓発事業）	人権意識を高めるための啓発を行う。	窓口税務課
保険料の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	窓口税務課
保護司会補助金	地域の保護司会の健全な運営を図るため、各保護司会に対し補助金を支給する。	窓口税務課
料金徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> ・料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・給水停止執行業務、給湯停止執行業務 	企業課
土木管理に関する事務	※日常的な道路パトロールや河川パトロールにおいて、ホームレスの仮設住居に対しての指導は考えられます。（違法占用としての退去指導と併せて福祉担当者の支援指導）	産業建設課
鳥獣保護事業	※県から委託されている鳥獣保護員は、山間部の巡視パトロールを実施していることから、自殺の可能性がある人への声掛けや状況確認が可能であると考えます。	産業建設課

■評価指標・目標値

評価指標	現状	目標	データソース
ゲートキーパーを知っている人の割合	20.3%	40.0%	町民意識調査(平成30年度)
ゲートキーパー養成講座	—	実施	
民生委員・児童委員へのゲートキーパー養成講座の実施	—	実施	
生きがい・やりがいを持っている人の割合	56.5%	70.0%	町民意識調査(平成30年度)
地域で互いに助け合っていると考えている人の割合	52.2%	70.0%	町民意識調査(平成30年度)
自分自身や身近な人にうつ病のサインが見られた時、医療機関等を利用しないと考える人の割合	12.4%	10.0%	町民意識調査(平成30年度)

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画を効果的に推進していくためには、町民一人ひとりの取組だけでなく、行政をはじめ地域や関係団体などが連携して支えていくことが必要です。

そのためには、保健、福祉など庁内各担当課や関係機関、団体、町民が連携を密にして、自殺対策を総合的に推進します。

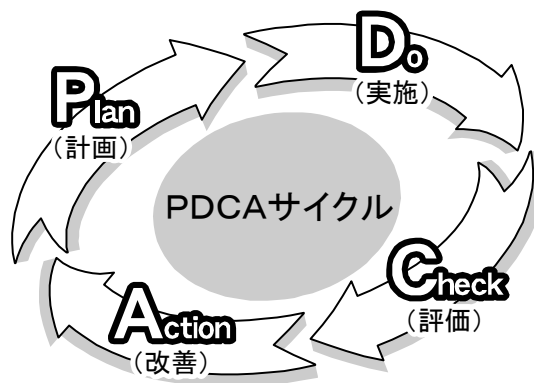
また、町民や団体の代表などから構成される健康づくり推進協議会において、本計画の取組状況を報告し、意見交換や課題の検討などを行いながら、計画の推進状況について共有し、協議しながら計画を推進します。

2. 計画の評価・見直し

本計画において設定した取組目標や数値目標については、その達成にむけて進捗状況を適宜把握・評価する必要があります。

本計画の施策体系に基づき、行政等が行う自殺対策に関連する情報について、定期的実施状況を把握することで、取組の進捗状況を管理・評価していきます。

また、数値目標については、アンケート調査等により必要なデータを収集し、評価及び結果の公表を行っていきます。



西伊豆町自殺対策計画

発行 平成 31 年 3 月

西伊豆町役場 健康福祉課

〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 401 番地の 1

TEL 0558-52-1961

”ふるさと”と言いたくなる夕陽のまち西伊豆町

<https://www.town.nishiizu.shizuoka.jp>